

## 「委員会評価報告書」に対する検討結果等報告書

事業名	社会福祉協議会支援事業（令和3年度実施）
担当課・室・係名	社会福祉課 福祉監査係

### 【処理方針や対応状況、並びに予算への反映状況等】

市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的として位置づけられています。現在、地域共生社会の実現を目指した取組を進める中で、地域住民等が主体となり、相互に協力して様々な地域生活課題を把握し、支援関係機関の連携等により解決できるような仕組みをつくっていくためには、市社会福祉協議会はその中心的担い手としての役割を担うこととなります。

問題点、提言等でご意見いただいておりますボランティア団体やその活動等に関する件については、次のとおり対応を考えています。

市が策定した第4次地域福祉計画をもとに市社会福祉協議会では、地域住民等と共に進める活動計画を策定しました。その計画においては「地域福祉の担い手の育成」が推進項目にあり、具体的な取組では、ボランティア養成講座の開設や地域福祉推進リーダーの発掘・育成を新たに掲げており、委員会から課題として指摘いただいている内容においては、この具体的な取組を進める中で解決に向かうことと考えます。

また、多くの地域の声を取り入れた活動になっているかとの疑問に対しましては、活動計画の推進項目「つながりの場・活動の場の確保」の具体的な取組で、市社協主催の交流事業の開催を掲げており、既存の属性を超えた多面的なつながりの場を作ることで、新しいつながりが生まれる取組をすることとなっておることから、その取組から多くの地域の声を聞くことができるよう、市の地域福祉計画と連携して実施していくべきと考えています。

市地域福祉推進大会の実施方法等の検討については、令和4年度はエイトピア大ホールで開催することとし、コロナ禍前と同様の内容で実施することとしています。

予算への反映状況等につきましては、引き続き補助金として計上し、目標や目的がしっかりと達成できるよう支援していくこととしています。